居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導説明文書

1 当院は、東京都知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導」という)実施施設です。(事業所番号 1310933622)

2 居宅療養管理指導の目的

医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネジャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

3 実施時間

医師による居宅療養管理指導等(月~土の9時~18時)

4 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は東京都、神奈川県 ※事業所より半径 16 km圏内の地域

5 利用料等

介護保険の利用料 (窓口負担)

① 医師による居宅療養管理指導等(1回につき:月2回まで)

単 患者 物	在医総管・施医総管を算定しない 場合			在医総管・施医総管を算定する場合		
	1割	2 割	3割	1割	2 割	3割
1人	515 円	1,030 円	1,545 円	299 円	598 円	897 円
2~9人	487 円	974 円	1,461 円	287 円	574 円	861 円
10 人以	446 円	892 円	1,338 円	260 円	520 円	780 円

6 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② 但し、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護事業者に提供する 必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、 居宅介護支援事業者に提供します。
- 7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置
 - (1) 利用者及び家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口は、下記の通りです。

柴垣医院管理部 当院窓口 担当者 管理部長 河野 縁

連絡先:03-6421-3118 受付時間:平日9時~18時

- (2) 円滑かつ、迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - ① 苦情や相談があれば相談ください。事情を聴き、苦情の内容を把握し、必要 な対応を行います。
 - ② 苦情内容によっては、区市町村や居宅介護支援事業者と連絡をとり、必要な対応を行います。
 - ③ 担当者不在の場合は、上記窓口担当者以外でもお気軽にご相談ください。相談内容は担当者にしっかりと引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるよう配慮します。

(3) その他参考事項

必要に応じ医学的観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生しないように努力します。